

中小企業事業主向け

業務改善助成金のご案内

この助成金は、中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、従業員の賃金引上げを図るための制度です。

賃金改善

(事業場内で最も低い時間給(80円未満)を40円以上引き上げ)

業務改善

(パソコンの増設や、機器の導入など)

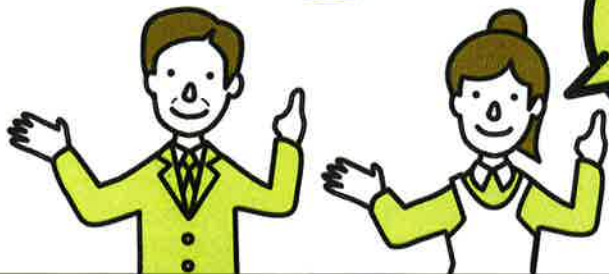
平成26年度から、
企業規模30人以下の小規模事業者については、
要した経費の4分の3を
助成できることになりました。
(上限100万円。なお、企業規模31人以上は、2分の1)



賃金と業務の改善を国が支援してくれるなんて頼もしいね。

うちの工場は対象地域だな。申請してみるか

業務改善経費の一部を補助してくれるのね。



厚生労働省

最低賃金引上げに向けた中小企業業務改善助成事業

支給手続き

支給の要件

①賃金引上計画

事業場内で最も低い時間給(800円未満)を40円以上引き上げる計画を作成し、実施すること。

※引上げ後の賃金額を就業規則で明記すること。

②業務改善計画

業務改善(賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入・研修等)に係る計画を作成し、実施すること。

※業務改善計画については、労働者から意見を聴取すること。

※業務改善措置は交付決定後に実施したものに限られます。

支給額

上記業務改善の経費の2分の1(小規模事業者(※)は、4分の3)

※企業規模30人以下の事業場となりますので、詳細は下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

茨城県最低賃金総合相談支援センター

〒310-0815 水戸市本町3-20-8 本町壱番館ビル4階

TEL.029-226-3296



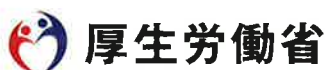
お問い合わせ・申請先

茨城労働局労働基準部賃金室

〒310-8511 水戸市宮町1丁目8-31茨城労働総合庁舎

TEL.029-224-6216

<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



●厚生労働省ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/>

●最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>



リサイクル選性[®]
この容器物・包装物の紙へ
リサイクルできます。

(H26.5)